

あまがさきアーカイブズ事業要覧

(付、令和2年度事業報告)

令和3年(2021)4月

尼崎市立歴史博物館

地域研究史料室

"あまがさきアーカイブズ"

目 次

1	目的と沿革	1
2	性格と機能	1
3	組織・施設	2
4	事業の概要	2
〔付、令和2年度あまがさきアーカイブズ事業報告〕		
1	移転、組織統合、開館	5
2	史料の収集・整理・公開	6
3	情報発信・データベース公開	9
4	ボランティア・インターンシップ・学芸員実習	11
5	専門委員	12
6	編集事業 - 歴史博物館紀要『地域史研究』 -	12
7	講座・自主グループ等の催し	13
8	市民団体・研究機関等との協働・連携、講座出講等	14
9	事業課題	17
〔資料編〕		
	尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例	19
	尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則	22
	新・歴史博物館の概要	26
	公文書館法	31
	〔参考〕公文書等の管理に関する法律〔抄〕	32
	利用のご案内	33
	特別利用許可申請書（閲覧・複写）	34
	歴史的公文書保存・公開事業の概要	35
	歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領	36
	刊行物販売一覧	39
	尼崎市立歴史博物館へのアクセス	40

1 目的と沿革

尼崎市の歴史的公文書は、市の諸活動や歴史的事実を記録する市民共有の知的資源であり、市の施策を後世の評価と検証に委ねていくうえで必要不可欠なものです。また古文書や古記録、刊行物や地図・写真といった歴史資料は、地域の歴史を知るうえでかけがえのない地域資源です。

地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"は、これらの史料を収集・保存し後世に伝え、広く市民の利用に供する市の公文書館の役割を担っています。

尼崎市の公文書館施設として昭和50年(1975)に開設した市立地域研究史料館を、令和2年(2020)10月10日新設の市立歴史博物館に移転・統合し、同館地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"に移行しました。

〔事業年表〕

昭和37年6月 尼崎市史編集事業開始、編集事務局設置

昭和41年10月 『尼崎市史』第1巻刊行

昭和50年1月 尼崎市立地域研究史料館設置

市立公文書館としては神奈川県藤沢市(昭和49年7月開館)に次いで国内2番目。

昭和63年3月 『尼崎市史』第13巻刊行、市史完結

平成19年1月 市制90周年記念『図説尼崎の歴史』刊行

平成28年10月 市制100周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』刊行

令和2年10月 尼崎市立歴史博物館に移転・統合

地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"に移行

2 性格と機能

地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"は、尼崎市の公文書館の機能・役割を担っています。市の歴史的公文書や古文書・近現代文書、地図や写真、ビラ・ポスター類など尼崎地域の歴史資料、各地の地域史誌・研究紀要等を収集・保存し、閲覧公開しています。

市民の皆さんがこれらの史料を利用し、地域の歴史に関する様々なテーマについて調べていただけるよう、レファレンス・サービスを行なっています。また、市民の皆さんに調査・研究の成果をご提供いただき、研究紀要やWebコンテンツなどの各種メディアを通じて公表・紹介しています。

3 組織・施設

- (1)組織 教育委員会社会教育部歴史博物館史料担当
(社会教育部長、歴史博物館長は総務局併任)
- (2)人員 正規職員 4人(館長 1 = 博物館長、係長 1、担当者 2)
会計年度任用職員 行政事務員 6人、事務補助員 1人
- (3)施設 尼崎市南城内 10-2、市立歴史博物館 3階に所在
別に尼崎市大島 3丁目 9 に分室を設置

(単位：㎡)

用途	本館	分室	合計
史料収蔵庫	280	1,089	1,369
史料整理室	35	0	35
閲覧室	79	0	79
事務室等	126	0	126
合計	520	1,089	1,609

4 事業の概要

(1)史料の調査・収集・整理・公開、レファレンス・サービス

地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"収蔵史料(令和3年3月末現在)

種類	内容	収蔵点数	うち整理公開点数
(1) 古文書・近現代文書類	村方・町方文書、藩関係、社会・労働等	2,651件 152,141 点	2,007件 108,532 点
(2) ビラ・ポスター類	各種団体、営業関係等	42,595 点	(仮整理) 42,595 点
(3) 公文書・資料			
公文書	歴史的公文書	19,699 冊	(仮整理) 19,699 冊
行政資料	印刷物等	5,110 点	(仮整理) 5,110 点
(4) 文献類	地域史誌、団体史、刊本史料、目録等	55,209 冊	36,467 冊
(5) 紀要・雑誌	自治体・大学等発行	2,145種 37,062 冊	2,145種 37,062 冊
(6) 新聞	(マイクロフィルム)		
(7) 地図類	地形図・市街地図等	3,210 点	3,210 点
(8) 絵はがき		3,198 点	3,198 点
(9) 写真・フィルム類			
航空写真		67 件	46 件
マイクロフィルム		3,377 点	(仮整理) 3,377 点
その他の写真・フィルム類		1,194 件	(仮整理) 1,194 件
(10) 複製史料	史料コピー・CH製本等	3,200 冊	整理中
(11) 音響・映像資料		1,441 点	1,441 点
その他		未算出	電子資料 106 点

(2)編集事業

ア 新「尼崎市史」編集事業

(ア) 尼崎市制 80 周年記念振興事業（平成 8～28 年度）

市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』平成 19 年刊行

市制 100 周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』平成 28 年刊行

同『尼崎の歴史ダイジェスト版』平成 28 年刊行

(イ) Web 版図説尼崎の歴史（html 版）平成 23 年 8 月公開

園田学園女子大学短期大学部との連携により設計・構築

(ウ) Web 版たどる調べる尼崎の歴史（PDF 版）令和 2 年 4 月公開

イ 紀要『地域史研究』

(ア) 昭和 46 年度市史研究紀要として創刊、昭和 51 年度以降は地域研究史料館研究紀要、令和 2 年度第 120 号以降は歴史博物館紀要として刊行。

(イ) 尼崎地域の歴史や歴史博物館の事業に関する論文、史料、記録、エッセイなどを逐次掲載・刊行する。令和 3 年度は第 121 号を刊行予定。

(3)講座等の実施

ア 『尼崎市史』を読む会

市立中央図書館を会場とし、『尼崎市史』をテキストとして平成 6 年 10 月開講。『図説尼崎の歴史』刊行後は同書をテキストとして継続。平成 29 年 9 月以降は『たどる調べる尼崎の歴史』をテキストとする市立中央図書館例会と『図説』をテキストとする北図書館例会を実施。

このほか『尼崎市史』第 1 巻分科会を毎月開催。

イ 尼崎の近世古文書を楽しむ会

平成 8 年 10 月開講。歴史博物館所蔵古文書等をテキストとして古文書解読を学ぶ自主グループ。3 グループがそれぞれ月 2 回、歴史博物館内で例会を開催。

(4)専門委員

各時代・分野の歴史学・史料等に関する専門家 3 人に、事業への指導・助言、館蔵史料をはじめ尼崎地域の歴史に関する調査・研究を委嘱。

専門委員名簿（令和3年4月現在）

氏名	専攻分野	所属・役職
いちざわ てつ 市澤 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科 教授
いわき たくじ 岩城 卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所 教授
おおえ あつし 大江 篤	歴史学・民俗学	園田学園女子大学経営学部 教授

(5)ボランティア

- ア 古文書整理 月1回の定例作業
- イ 撮影 随時個人作業
- ウ 襖下張りはがし作業 年2回の公募作業及び年数回の定例作業
- エ その他 史料整理・データベース入力等の随時個人作業

(6)Web サイト

- ア 尼崎市立歴史博物館公式 Web サイト
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/museum>
- イ あまがさきアーカイブズ公式ブログ"アーカイブログ"
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/blog/>
- ウ あまがさきアーカイブズ公式 Facebook / Twitter
<http://www.facebook.com/AmagasakiMunicipalArchives>
https://twitter.com/ama_archives
- エ Web 版尼崎地域史事典"apedia"
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/apedia/>
- オ Web 版図説尼崎の歴史 / Web 版たどる調べる尼崎の歴史
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/visual/>
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/trace/>
- カ 尼崎藩家臣団データベース"分限"
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/bugen/>
- キ 絵はがきデータベース"あまがさき PCD"
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/pcd/>

〔付、令和2年度あまがさきアーカイブズ事業報告〕

1 移転、組織統合、開館

〔市立歴史博物館への移転と組織統合〕

(参考:資料編 p19「尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例」、p22 同前「施行規則」、p26「新・歴史博物館の概要」)

令和2年(2020)10月10日(土曜日)、尼崎市は市内の南城内に市立歴史博物館を開設しました。旧尼崎城跡地である城内地区を対象とする城内まちづくり整備の一環として、従来市立文化財収蔵庫が一部を使用していた旧尼崎市立高等女学校校舎(昭和13年-1938-竣工)を改修し、文化財収蔵庫に加えて市立地域研究史料館を移転・統合した博物館です。

これにともない、令和2年度、従来市総務局に属していた課相当の地域研究史料館は教育委員会社会教育部に所管換えとなり、同部に属する課相当の歴史博物館に属する史料担当係が所管する施設となりました。

新型コロナウイルス感染拡大にともない令和2年3月5日から休館していた地域研究史料館は、令和2年度も休館を継続し、さらに感染症緊急事態宣言解除後も移転準備のため引き続き休館のまま、10月10日付けの歴史博物館開設と同時に廃止となりました。

この間、7月末に尼崎市総合文化センター7階の事務室・閲覧室機能や書庫・書架類と収蔵史料のすべてを歴史博物館3階に移設し、新施設内における配架、収納、システム整備等の開館準備を進めました。

〔市立歴史博物館開館、地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"開室〕

歴史博物館は、10月9日(金曜日)に開館記念式典と内覧会を行ない、10月10日(土曜日)開館しました。常設展示室1~6(原始・古代、古代・中世、近世、近世、近代、現代)及び体験学習室、地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"を開室したほか、開館記念展「尼崎藩主三代の軌跡」を11月29日(日曜日)まで開催しました。

また、10月10日(土曜日)には開館を記念して、尼崎市出身・在住の「落第忍者乱太郎」作者・^{あまこそうべえ}尼子騷兵衛氏と大阪城天守閣館長・^{ひろし}北川央氏の対談イベントを開催しました。

2 史料の収集・整理・公開

令和2年度も、引き続き各種史料の調査・収集・整理・公開に努めました。平成2年度末現在の館蔵史料の概要は、本要覧2ページ掲載の一覧表のとおりです。

また、史料の相談利用（質問・調査へのレファレンス・サービス等）、及び利用者向けの複写サービスの実績は次のとおりです。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防及び市立歴史博物館への移転・統合準備のため4月から10月10日まで休館したことにより、相談利用・複写サービスとも減少しました。

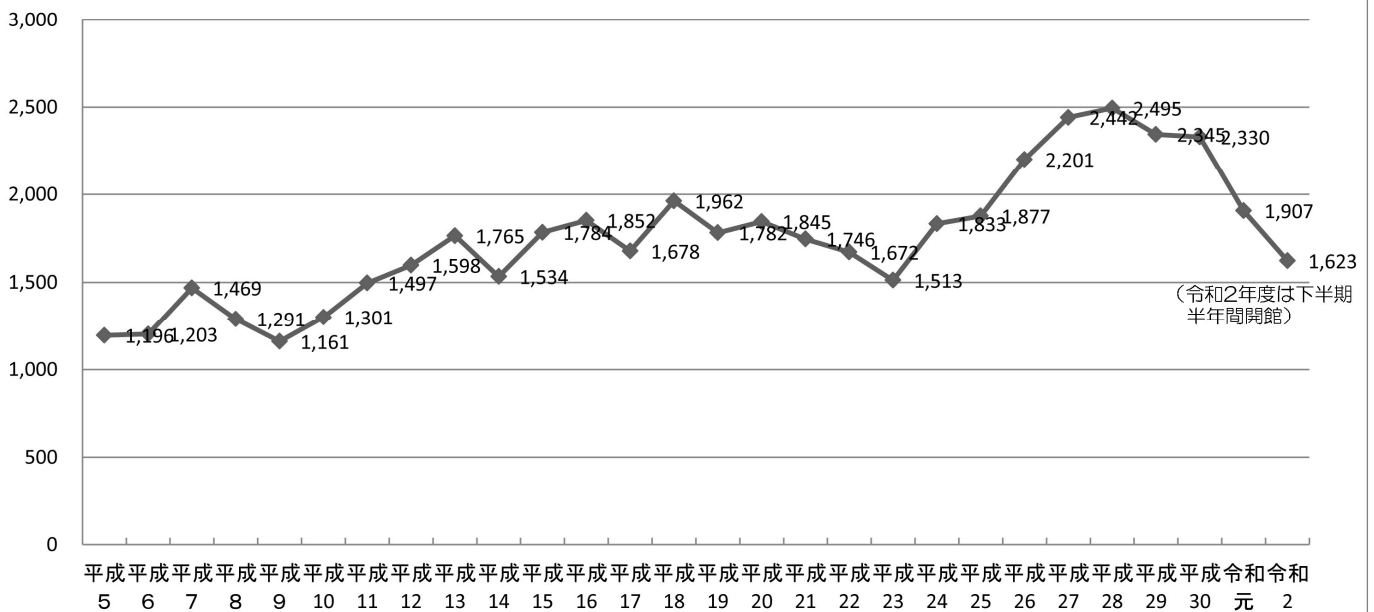
令和2年度利用相談

来館	電話	e-mailその他	合計
614件	421件	340件	1,375件
805人	456人	362人	1,623人

令和2年度史料複写（撮影を除く有料複写サービスの実績）

184件	5,798枚
------	--------

年度ごとの相談利用人数の変化（地域研究史料館～あまがさきアーカイブズ）



〔古文書・近現代文書類〕

令和2年度、新たに83件の文書群を受け入れ登録しました(移転にともなう文書管理台帳改訂・データ修正により所蔵総点数は減少)。また令和2年度中に1,334点を新たに整理・公開しました。阪神・淡路大震災に関する資料と公害関係資料について引き続き公開方法を検討しており、今後順次公開していきたいと考えています。

従来から行なっている、尼崎の近世古文書を楽しむ会会員有志のボランティア協力による古文書・近現代文書類目録再整理は、移転準備及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため10月まで休止し、11月・12月・3月の計3回実施、村上^{はじめ}一氏文書と村上^{はかる}計氏文書(1)(2)の目録採取を終了しました。

以上のような整理作業により、新たに作成した文書群概要及び件名目録のPDFデータを、館公式Webサイトに順次公開しています。ISAD(G)(国際標準記録史料記述の一般原則)に準拠して目録編成を行なっており、その運用について担当者による検討会を続けています。

また、館蔵史料の整理・公開に加えて、令和2年度、橋本治左衛門氏文書や西村^{ひさし}亀氏文書など大規模文書群の活用に関する検討会を開始しました。

〔歴史的公文書〕

(参考：資料編 p35「尼崎市立歴史博物館地域研究史料室における歴史的公文書保存・公開事業の概要」、p36「歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領」)

令和3年度中の公文書管理条例制定、令和4年度施行に向けて、令和2年度、尼崎市は公文書管理制度のあり方庁内検討会議を設け、公文書管理の見直しを開始しました。あまがさきアーカイブズでは、この見直しの実施と条例施行後の本格的な公文書館機能実施に向けて、関係部署や担当者との意見交換の継続、庁内の公文書・行政資料等の所在状況把握、歴史的公文書保存・公開に関する課題の整理に努めました。

所蔵する歴史的公文書の多くは、市内大庄地区に設ける分室に保管しています。令和4年度に分室移転を予定していることから、令和2年度は例年の歴史的公文書選別・収集・簿冊目録リスト作成、電子公文書の選別・

収集に加えて、移転準備のため分室保管文書（平成 17 年度以降収集文書）の再整理を進めました。また、従前に引き続き、市役所庁内各課からの情報提供を受けて各課が保管する資料の収集を行ないました。

収集に加えて、歴史的公文書の整理・公開に向けた目録化にも従前に引き続き取り組んでおり、令和 2 年度は市議会会議録の件名目録作成作業を実施しました（継続中）。市発行の行政資料・刊行物についても整理・目録化を進めています。

〔写真・絵はがき〕

令和 2 年度は、前年度に館蔵写真データベースに統合した旧市広報課撮影写真について、入力済データの見直し作業を実施したほか、目録未作成の写真群 1 点についてデータ統合のための準備を進めました。今後、画像情報を充実させていくための作業を検討しています。また、令和元年度に引き続き、画像スキャニング作業、フィルム接写作業について市民ボランティアの協力を得ました。

市の組織が保存する写真史料の調査として、令和元年度に着手した消防局所蔵写真の調査も継続しています。

引き続き写真史料整理、画像データ作成・登録、公開・非公開判別等の作業を行ない、将来における本格的な公開・活用に向けた準備を進めていく予定です。

また、絵はがきについては、例年通り絵はがきデータベース"あまがさきPCD"への新規受け入れ分登録作業を実施しました。

〔地 図〕

尼崎市は、市公式サイトへのオープンデータ登録と公開に努めています。あまがさきアーカイブズは、所蔵市街地図のうち著作権上公開しても問題がない画像データを登録・公開しており、令和 2 年度末現在、登録件数は計 33 点となっています。

3 情報発信・データベース公開

〔歴史博物館公式 Web サイトの開設〕

歴史博物館の開館にあわせて、令和 2 年 10 月 14 日に公式 Web サイトを開設しました。旧地域研究史料館のサイトに掲載していた多くの情報をスムーズに移行するため、ページのソースデータを大きく変えない設計としました。

なお、市内文化財に関する情報など旧文化財収蔵庫の情報が市公式サイト中の各ページに掲載されており、これらすべてを歴史博物館の独自サイトに早急に移行することがむずかしいため、当面は歴史博物館公式サイトと市公式サイト中の歴史博物館のページを併用し、利用者にとってわかりやすいようリンクを張って相互に行き来できるよう配慮しています。

〔Web 版たどる調べる尼崎の歴史の公開〕

尼崎市制 100 周年記念刊行物として平成 28 年(2016)に刊行した『たどる調べる尼崎の歴史』の Web 版(PDF データ)を、令和 2 年 5 月 14 日に公開しました。

これにより、同じく市制 90 周年記念刊行物を Web 公開する Web 版図説尼崎の歴史と同様、『たどる調べる尼崎の歴史』もデジタル・データの形で自由にご利用いただけるようになりました。

〔公式 SNS・ブログの運用〕

地域研究史料館の歴史博物館への統合にともない、令和 2 年 10 月 10 日をもって、史料館公式 Facebook・Twitter・ブログを地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"に引き継ぎ、情報発信を継続しました。

公式 Facebook、Twitter、ブログ"アーカイブログ"のそれぞれの特性を活かして、事業や催し、新たに収集した史料、実施した調査や他自治体からの来訪など、あまがさきアーカイブズの日々の情報を発信しています。史料館時代同様、博物館の休館日を除いて 1 日 1 件の記事掲載に努めています。

Facebook は、令和 2 年 3 月末現在のページいいねが 884、フォロワー 952 人だったのが、令和 3 年 3 月末にはページいいねが 963、フォロワー 1,006

人になりました。年度中の個別記事への投稿リーチ数は平均して 200 から 300 前後、多い記事で 600 以上、最高リーチ数は 10 月 10 日の歴史博物館開館を伝える記事で 1,355 でした。

また、Twitter は、令和 3 年 3 月末現在フォロワー 713 人となっています。

〔史料検索システム、デジタルコンテンツ〕

令和 2 年度は大正 12 年（1923）頃撮影及び昭和 41～50 年（1966～75）撮影の尼崎市域航空写真 48 点をデジタル化しました。今後、Web 上での公開を計画しています。

また、Web 上の館蔵史料検索システム、市民ボランティアの協力を得て入力・構築した Web 版尼崎地域史事典"apedia"（アペディア）、園田学園女子大学短期大学部との協働により構築・公開した Web 版図説尼崎の歴史、尼崎藩家臣団データベース"分限"、絵はがきデータベース"あまがさきPCD"に加えて、新たに公開した Web 版たどる調べる尼崎の歴史を管理・運用しました。

上記に加えて、館蔵史料に関する総合的なデジタルアーカイブの構築・公開が今後の課題と考えており、令和 2 年度も引き続きその実現に向けた調査・検討を行ないました。

〔レファレンス協同データベース〕

"レファレンス協同データベース"は、図書館及び類似機関が相互にレファレンス情報を交換・共有し、さらに利用者に広くレファレンス情報を提供することを目的として、国立国会図書館が構築・運営する Web 上の公開データベースです。

利用情報を広く発信することを目的として、地域研究史料館時代の平成 23 年 11 月にこのデータベースに参加し、定期的にレファレンス事例を登録してきており、あまがさきアーカイブズは史料館の登録データを引き継ぎました。令和 2 年度中に 9 件の事例を登録し、令和 3 年 3 月末現在の登録件数はレファレンス事例 187 件、調べ方マニュアル 4 件となっています。

4 ボランティア・インターンシップ・学芸員実習

〔ボランティア〕

令和2年度も引き続き、講座・自主グループなどの企画・運営、史料整理・デジタル化など各種の作業について、ボランティアの方々の協力を得ましたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防及び市立歴史博物館への移転・統合準備のための休館期間中及び緊急事態宣言期間中はボランティア作業を休止したため、作業実績は限定的となりました。年度を通して新規ボランティアの登録が1人あり、年間作業回数計78回、参加実人員10人、参加延べ人数84人という結果でした。

作業メニューのなかでは、新たに、新聞スクラップの索引入力に2人の方の参加を得ました。写真整理作業は、市の広報課から移管された写真史料のフィルムをデジタル化するための複写撮影作業などを行なっています。

また新規作業として、本市の能力開発支援担当を通じて障害者の方に新聞記事索引（広報課作成）の入力を依頼しました。令和2年度中に昭和48・49年分の入力を完了し、昭和50年以降分も作業を進めています。

このほか、新聞スクラップの記事索引入力、昭和期の電話帳データ入力など、地道な作業が進ちょくしています。あまがさきアーカイブズでは、こうして情報を蓄積した各種のデータベースを、日々のレファレンスに活用しています。

令和2年度ボランティア作業実績

作業の種類	作業日程	回数	参加実人数	延べ人数
写真整理	随時個人作業	28回	2人	延べ28人
古文書整理	グループ作業（月1回）	3回	4人	延べ9人
古文書撮影	随時個人作業	21回	1人	延べ21人
襖下張りはがし作業	実施せず	0回	0人	延べ0人
その他の作業	随時個人作業	26回	3人	延べ26人
合計		78回	10人	延べ84人

〔インターンシップ・学芸員実習〕

例年受け入れている市役所インターンシップ研修生及び学芸員実習生については、令和2年度は受け入れを休止しました。

5 専門委員

事業に関する調査・研究及び指導・助言を仰ぐことを目的として、各分野の専門家を専門委員として委嘱しています。令和2年度は、歴史博物館の新規開館や地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"の位置付け等について報告・協議し、また各専門分野・時代に関する調査・研究や史料情報のご提供をいただきました。

令和2年度専門委員

いちざわ てつ 市沢 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科教授
いわきたくじ 岩城卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所教授
おおえ あつし 大江 篤	歴史学 民俗学	園田学園女子大学人間教育学部教授

6 編集事業 - 歴史博物館紀要『地域史研究』 -

『地域史研究』は、昭和46年(1971)10月に尼崎市史研究紀要として創刊し、昭和51年度より市立地域研究史料館紀要として刊行を続けてきた研究誌です。市立歴史博物館設置にともない同誌を歴史博物館紀要とし、令和3年2月、歴史博物館開館記念号として第120号を発行しました。

[『地域史研究』第120号 - 尼崎市立歴史博物館開館記念号 -]

A5判 カラーグラビア10頁 本文179頁 600部発行 頒価850円

- 目次 -

グラビア 尼崎市立歴史博物館の開館

巻頭言 尼崎市長 稲村和美 尼崎市教育長 松本眞

新・歴史博物館の概要

あまがさきアーカイブズ通信 Web版たどる調べる尼崎の歴史の公開

2019年度大学COC+(歴史と文化領域)シンポジウムの記録「地域歴史遺産の活用 - 新しい尼崎城下町を目指して - 」大江篤 楞野一裕 辻川敦 井上舞

荒木村重の尼崎城「移」動 - 検証『信長公記』『荒木村重書状』

『立入左京亮入道隆佐記』 -

砂川博

校章・校歌が語る学校の歴史文化

島田佳幸

尼崎の古代・中世 - 史料と研究 - 連載第7回

尼崎市史古代・中世史料補遺(7)

天野忠幸 樋口健太郎

尼崎で起こりかけた宗論	天野忠幸
史料紹介 尼崎市役所『最近四年間ノ事績 並将来ノ諸問題』	
1924年(大正13) - (後半) -	森本米紀
あまおぶね連載第4回 辰巳八幡神社の庚申さん	田中敦

7 講座・自主グループ等の催し

〔『尼崎市史』を読む会〕

月例会・分科会 計16回開催 参加人数延べ228人

新型コロナウイルス感染拡大予防及び歴史博物館開館準備のため、令和3年4～10月前半例会休止、令和3年4・5・8～10月分科会休止。

月例会 令和元年度に引き続き、市制100周年記念『たどる調べる尼崎の歴史』をテキストとする中央図書館例会と、市制90周年記念『図説尼崎の歴史』をテキストとする北図書館例会を開催しました。

【中央図書館例会】

毎月第1木曜日午後6時～7時30分

5回開催 参加人数延べ87人

会場 市立中央図書館セミナー室

テキスト『たどる調べる尼崎の歴史』第3部

【北図書館例会】

毎月第3金曜日午後6時～7時30分

6回開催 参加人数延べ93人

会場 市立北図書館集会室

テキスト『図説尼崎の歴史』

第1巻分科会 尼崎の中世史関係の文献・論文を読み、意見交換を通じて理解を深めることをめざしている研究会です。

毎月第1金曜日午後6時～7時30分

5回開催 参加人数延べ48人

テキスト 藤田達生『本能寺の変』（講談社学術文庫、2019年）

NHK大河ドラマで明智光秀が採り上げられるなど、光秀に関心が高まっていることから、学術的に研究したテキストを採用しました。

〔自主グループ 尼崎の近世古文書を楽しむ会〕

3 クラス 各クラス月 2 回 計 30 回開催 参加人数延べ 218 人

4～9 月、新型コロナウイルス感染拡大防止及び歴史博物館への移転・統合準備休館のため休会

この会は、主としてあまがさきアーカイブズが収蔵する近世古文書をテキストとし、くずし字の読解に習熟することと、尼崎地域の近世史に親しむことを目的としています。例会は参加者の自主運営により運営されており、あまがさきアーカイブズのスタッフがテキスト選定、解読、内容調査等について助言・協力しています。

次の 3 クラスが、いずれも午後 1 時 30 分～3 時 30 分、歴史博物館内の会場で開講しており、参加希望者を募っています。

第 2・第 4 日曜日開催クラス 9 回開催 参加人数延べ 73 人

令和 2 年度は、令和元年度に引き続き、尼崎藩青山家第 2 代藩主青山よしとし 幸利のかげんぜんこう 嘉言善行を記した「せいだいろく 青大録」の解読を進めています。

第 2・第 4 金曜日開催クラス 11 回開催 参加人数延べ 61 人

令和 2 年度は、令和元年度に引き続き、早稲田大学図書館所蔵服部文庫中の「公私諸案」をテキストとして解読を進めました。幕末期の政治情勢及び尼崎藩政をうかがうことができる興味深い史料です。

第 1・第 3 金曜日開催クラス 10 回開催 参加人数延べ 84 人

このクラスは、石井進さんが講師を務めています。平成 29 年度より川辺郡万多羅寺村の庄屋家文書である村上はじめ 一氏文書のうち、幕末期の「村方留書」（領主へ提出した願書等の控え帳）をテキストとして、解読作業を進めています。

8 市民団体・研究機関等との協働・連携、講座出講等

従前に引き続き、市民団体や行政機関等からの依頼・要請に応じて、歴史やまちづくりをテーマとする講座・見学会・イベント・研修会への出講、講師紹介などを行ないました。また、公的機関や市民団体が実施する講座・展示・まちづくりイベント等の催しや各種調査、出版事業などに対して、企画立案・実施協力・史料提供などの協働・連携を随時実施しました。

〔講座出講〕

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大にともなう講座・イベント等自粛のため、出講回数が例年に比べて減少しました。

令和2年度実績 22件28回 内訳は以下のとおり

市民団体・地域団体等からの要請による出講 7件9回

(市政出前講座)大庄まちづくり懇話会、立北歴史ふらっとカフェ

(市政出前講座以外のもの)尼崎信用金庫・阪神電鉄てらまち学(尼崎ご当地講談会等3回)、小田会歴史街道事業講演会、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟尼崎支部歴史講演会、大阪ガスエネルギー・文化研究所うめきた Talkin'About、日本アーカイブズ学会大会企画研究会

尼崎市・他行政機関・公的機関等からの要請による出講 15件19回

市新規採用職員研修(2回)、市総合計画審議会、みんなの尼崎大学オープンキャンパス、あまがさき観光局・尼崎市主催あまがさき忍×人ツアー、市人権・同和教育研究協議会社会教育部現地学習会、小田地域振興センター小田市民大学、武庫地域振興センター武庫市民大学、同MIT(むこっ子行きたくなる短期大学)、同生涯学習プラザ事業(動画出演)、同武庫地域課事業(生涯学習プラザ愛称ワークショップ等2回)、園田地域振興センター地域・現代学講座、同園田の歴史連続講座(3回)、大阪教育大学教育学部教員養成課程、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第155回例会、東北大学災害科学国際研究所等主催北海道・東北地区の歴史資料保全に関するワークショップ

(参考：水曜歴史講座)

水曜歴史講座は、尼崎市立歴史博物館が市立文化財収蔵庫(歴博・文化財担当)から引き継ぎ館内で実施している博物館講座です。令和3年度、あまがさきアーカイブズ(史料担当)スタッフが2回出講しました。

令和2年10月14日「藩主評伝 - 藩主たちの横顔 - 」講師：河野未央

令和3年2月10日「尼崎市バスの歴史」講師：西村豪

〔学校教育・講座・展示・調査・出版への企画立案・実施協力・史料提供等〕
園田南小学校 6 年生「尼崎の宝物」調べ学習、尼崎城 4 階日本百名城手ぬぐい展示への出品展示協力、園田学園女子大学シンポジウム・研究会（オンライン）の実施協力、兵庫県立兵庫津ミュージアム（仮称）展示計画ワーキング会議（チーム員派遣）、京都大学大学文書館学部評価委員会委員派遣、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）近畿部会事務局、同第 155 回例会企画・実施（関東部会との合同例会）

（参考：園田学園女子大学シンポジウム・研究会）

歴史博物館開館を機に、園田学園女子大学により開催された博物館・公文書館をテーマとするシンポジウム・研究会（いずれもオンライン開催）について、企画・開催に協力しました。

令和 2 年 9 月 22 日「地域歴史遺産の「保存」と「活用」 - 博物館・公文書館の役割 - 」藪田貫兵庫県立歴史博物館長講演、稲村和美市長・市沢哲神戸大学大学院人文学研究科教授（当館専門委員）・大江篤園田学園女子大学教授（当館専門委員）登壇シンポ

令和 2 年 11 月 7 日「地域歴史遺産を活用した「ふるさと教育」モデル構築のための基礎的研究」研究会 岩城卓二京都大学人文科学研究所教授（当館専門委員）・柏原康人氏・岡本真生氏報告

〔全国歴史資料保存利用機関連絡協議会・同近畿部会〕

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称・全史料協）は、地域史料公文書館・アーカイブズ分野の広域的・全国的な団体です。令和元年度と 2 年度、尼崎市がこの全史料協の近畿部会事務局を務めました。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、全史料協総会、全国大会、近畿部会総会とも中止し、例会開催も 1 回にとどまりました。

全史料協近畿部会

第 155 回例会開催、会報"Network-D"72 号、月報"Monthly News"150・151 号発行

9 事業課題

〔公文書管理制度見直し、公文書管理条例制定〕

平成 21 年(2009)に成立した「公文書管理に関する法律」は、国の公文書を国民共有の知的資源と位置付け適正な作成・管理と歴史的保存・公開を義務付けるとともに、同法第 34 条において地方公共団体における同様の制度整備促進を定めています。国内各地方公共団体においても、この法の趣旨にのっとり公文書管理条例の制定・施行が進められています。

尼崎市は、同法の趣旨をふまえて、公文書管理条例を令和 3 年度に制定し令和 4 年度に施行すべく、令和 2 年 5 月に公文書管理のあり方庁内検討会議を設け、公文書管理の見直しに着手しました。市の公文書館機能を担う歴史博物館は、庁内検討会議に加わるとともに、情報公開・活用担当とともに見直し作業を担うべく、検討会議に下に設けられた 3 つのワーキングチームのうち公文書管理ワーキングチームと歴史的公文書利用ワーキングチームに職員が参加しました。地域研究史料館から歴史博物館に引き継いだ公文書館機能の現状と課題を整理するとともに、先行する他自治体事例の調査等を進めています。

庁内検討と平行して、12 月には尼崎市公文書管理制度審議会条例が成立し、令和 3 年 2 月 24 日、第 1 回審議会が開催されました。

行政法の専門家や弁護士など学識者 6 人からなるこの審議会には、公文書館事業に関する専門家として西山伸・京都大学大学文書館教授が、また市民の立場から利用者・ボランティアとしてあまがさきアーカイブズをよく知る武田^{としお}壽夫氏が委員として審議に参加しています。

3 月 19 日の第 2 回審議会では、歴史博物館の現場視察、公文書館機能の現状と課題についての報告と質疑応答を行ないました。令和 3 年度も引き続き、審議会での審議と庁内検討を進めていく予定です。

〔認証アーキビスト〕

公文書館をはじめとするアーカイブズ(Archives)の業務を担う専門職員のことをアーキビスト(Archivist)と言います。図書館司書や博物館学芸員と異なり、国内においてはいまだ公的な資格制度がありません。

これについて、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職の確立、信頼性と専門性確保のため、令和 2 年度、独立行政法人国立公文書館がアーキビストの認証制度を開始しました。実務経験年数や研修・研究実績等の要件を設けて審査し、基準を満たす申請者を認証するものです。

全国で 190 人が認証された初年度の今回、あまがさきアーカイブズからスタッフ 5 人がアーキビストとして、令和 3 年 1 月 1 日付けで認証されました。今後、さらに多くのスタッフの認証をめざしていきます。

〔分室移転の検討〕

市内 ^{おおしよ}大庄 地区に設ける分室（史料保存庫）について、令和 4 年度に当該建物の撤去・土地活用の計画があることから、庁内関係部局との間で移転先の検討を進めました。当面の移転先を確保し、整備・移転の準備を進めるとともに、今後必要となる恒久的な保存施設確保の検討を、引き続き行なっていく予定です。

以上

尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例

令和2年3月26日

条例第18号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第2項に規定する公立博物館（以下「公立博物館」という。）として歴史博物館を設置する。

(位置)

第3条 歴史博物館の位置は、尼崎市南城内10番地の2とする。

(分館)

第4条 歴史博物館の分館として、尼崎市立歴史博物館田能資料館(以下「資料館」という。)を置く。

2 資料館の位置は、尼崎市田能6丁目5番1号とする。

(事業)

第5条 歴史博物館は、公立博物館としての目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、複製、模写、模型、文献、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の観覧又は学習若しくは調査研究等のための博物館資料の利用に係る一般公衆への必要な説明、助言及び指導に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (5) 尼崎市史の編集及び発行に関すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びこれらの開催の援助に関すること。

(7) 他の博物館、公文書館、図書館、学校等と緊密に連絡し、及び協力すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

- 2 歴史博物館においては、公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）の趣旨にのっとり、歴史資料として重要な市の公文書等（同法第 2 条に規定する公文書等をいう。）を、博物館資料として、収集し、及び一般公衆の閲覧に供するとともに、その調査研究を行うものとする。

（開館時間等）

第 6 条 歴史博物館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に歴史博物館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

（特別利用の許可）

第 7 条 歴史博物館の博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影、複写、借受けその他の特別の利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「特別利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(2) 歴史博物館の博物館資料を紛失し、汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(3) その他歴史博物館又はその博物館資料の管理上支障があるとき。

（入館料等）

第 8 条 歴史博物館への入館は、無料とする。ただし、歴史博物館において特別の展示会、講演会その他の催しで教育委員会が指定するものが開催される場合において、その会場に入場しようとする者は、1 人 1 回につき 2,000 円を超えない範囲内で教育委員会が定める額の入場料を前納しなければならない。

- 2 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、入場料を減免することができる。

- 3 既納の入場料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 教育委員会は、歴史博物館においてその博物館資料の写しの交付等の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該措置を受けた者から徴収することができる。

(禁止行為)

第9条 歴史博物館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害する行為
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為
- (3) 歴史博物館の施設若しくは設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又は歴史博物館の博物館資料を紛失し、汚損し、損傷し、若しくは滅失させる行為
- (4) その他教育委員会規則で定める行為

(立入りの禁止等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、歴史博物館への立入りを禁止し、若しくは歴史博物館からの退去を命じ、又は歴史博物館の博物館資料の利用を禁止し、若しくは制限することができる。

- (1) 前条各号に掲げる行為を行うおそれがある者
 - (2) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分（以下「この条例等」という。）に違反した者
 - (3) その他教育委員会が歴史博物館又はその博物館資料の管理上支障があると認める者
- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用許可を取り消し、特別利用許可の条件を変更し、又は歴史博物館の博物館資料の特別利用を制限することができる。
- (1) 特別利用許可を受けた者（以下「特別利用者」という。）が偽りその他不正の手段により特別利用許可を受けたとき。
 - (2) 特別利用者が特別利用許可の条件に違反したとき。
 - (3) この条例等に違反する行為があったとき。
 - (4) その他教育委員会が歴史博物館又はその博物館資料の管理上支障があると認めるとき。

3 市は、前2項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(損害賠償義務等)

第11条 自己の責めに帰すべき事由により歴史博物館の博物館資料を紛失

し、汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、直ちに、その損害を賠償し、又は教育委員会が指定する博物館資料を引き渡さなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、自己の責めに帰すべき事由により歴史博物館の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、歴史博物館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 10 日から施行する。

(尼崎市立文化財施設の設置及び管理に関する条例及び尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市立文化財施設の設置及び管理に関する条例(昭和 45 年尼崎市条例第 29 号)

(2) 尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例(昭和 49 年尼崎市条例第 48 号)

尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

令和 2 年 9 月 29 日
教育委員会規則第 11 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(令和 2 年尼崎市条例第 18 号。以下「条例」という。)第 6 条、第 8 条第 2 項及び第 3 項ただし書、第 9 条第 4 号並びに第 12 条の規定に基づき、尼崎市立歴史博物館(以下「歴史博物館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第 2 条 条例第 6 条の教育委員会規則で定める歴史博物館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前 9 時(尼崎市立歴史博物館田能資料館にあっては、午前 10 時)から午後 5 時まで

(2) 休館日

ア 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(特別利用許可の手続)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定により特別利用許可を受けようとする者は、特別利用許可申請書を尼崎市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

2 教育長は、特別利用許可をしたときは、当該特別利用許可を申請した者に特別利用許可書を交付するものとする。

(入場料の減免)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の教育委員会規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者が特別会場(歴史博物館において開催される特別の展示会、講演会その他の催しで尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するものの会場をいう。以下同じ。)に入場しようとするとき。

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者」という。)

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長から療育手帳(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者)に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(以下「知的障害者」と

いう。)

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「精神障害者」という。)

エ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者(教育委員会がその障害又は傷病の程度に照らして介護その他の支援の必要があると認める者に限る。以下「身体障害者等」という。)がその介護人と同時に特別会場に入場しようとする場合における当該介護人(身体障害者等 1 人につき 1 人(教育委員会が必要があると認める場合は、教育委員会が認める人数)に限る。)

オ 20 人以上の者で構成される団体の構成員が同時に特別会場に入場しようとする場合における当該構成員

(2) その他特別の事情により教育委員会が特に減免の必要があると認めるとき。

2 入場料の減免額は、教育委員会が別に定める。

3 入場料の減免を受けようとする者は、入場料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号(アからウまでに係る部分に限る。)に該当することを理由として入場料の減免を受けようとする者は、その交付されている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示をもって前項の入場料減免申請書の提出に代えることができる。

(入場料の還付)

第 5 条 条例第 8 条第 3 項ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 特別会場に入場しようとする者がその責めに帰することのできない理由により特別会場に入場することができなくなったとき。

(2) その他特別の事情により教育委員会が特に還付の必要があると認めるとき。

2 入場料の還付額は、教育委員会が別に定める。

3 入場料の還付を受けようとする者は、入場料還付請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(禁止行為)

第 6 条 条例第 9 条第 4 号の教育委員会規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 特別利用許可を受けずに歴史博物館の博物館資料の特別利用をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所に立ち入ること。
- (3) 所定の場所以外の場所において飲食又は喫煙その他火気の使用をすること。
- (4) 許可を受けないで壁、柱、扉等に貼り紙をし、又はくぎ類を打つこと。
- (5) 許可を受けないで物品を販売すること。
- (6) 騒音を発し、又は廃棄物その他の物を捨て、若しくは放置すること。
- (7) 次のいずれかに該当する物品等を持ち込むこと。

ア 歴史博物館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又は歴史博物館の博物館資料を汚損し、損傷し、若しくは滅失させるおそれがある物品等

イ 発火性又は引火性の物品その他危険物、悪臭が発生する物品等

ウ 動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬を除く。)

- (8) 前 2 号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為
- (9) その他歴史博物館の管理に支障を及ぼす行為

(施行の細目)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、歴史博物館の運営について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 10 月 10 日から施行する。
(尼崎市立文化財施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)
- 2 尼崎市立文化財施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 45 年尼崎市教育委員会規則第 13 号)は、廃止する。

新・歴史博物館の概要

尼崎市教育委員会・尼崎市
(歴博・文化財担当、地域研究史料館)

1. はじめに

2千年を超える長い歴史を有し、中世には港町、近世には城下町として栄え、明治以降は産業都市として発展してきた尼崎には、多くの歴史遺産が存在する。これまで、文化財収蔵庫と地域研究史料館において本市の歴史遺産の収集・保存・展示・利用等を行ってきた。

両施設の機能を統合し、本市の豊かな歴史や文化を理解し、未来を展望するために必要な学びの場としての役割を果たすとともに、本市の過去と現在の営みを後世に伝え、未来の検証にゆだねる役割をもつ歴史博物館を設置する。

歴史博物館では尼崎城とも連携するなど市内外に広く情報を発信し、まちの歴史に対する市民の深い理解と誇りを育むことで、市民文化の発展向上や自治のまちづくり、本市の魅力向上に寄与する。

2. 施設概要

(1) 理念・方針

① 理念

尼崎の歴史文化に学び、未来に向けた新たな活動が生まれる拠点

② 方針

- ・ ボランティアや市民団体等が活動に参画する市民と共にあゆむ博物館
- ・ 子どもたちの初めての博物館体験を大切にされた学校教育との積極的連携
- ・ 体験・交流型の活動や市民の歴史研究の場としてレファレンスを重視

③ 特色

- ・ 歴史的建造物である旧尼崎高等女学校校舎（昭和13年築）を文化財として保存・活用
- ・ 歴史博物館、埋蔵文化財センター、公文書館（地域研究史料館）の機能を併せ持つ歴史文化の拠点
- ・ 歴史・考古・民俗・美術等に関する資料を一括して広く収集・整理・保存し、展示・公開、教育普及、市民活動支援、調査研究の諸機能を集約
- ・ 子どもから大人までわかりやすい展示や子どもたちが歴史体験できる場を整備
- ・ 市民自らの歴史文化を生かした新たなまちづくり活動の創出に貢献

④ 目標来館者数

年間5万人

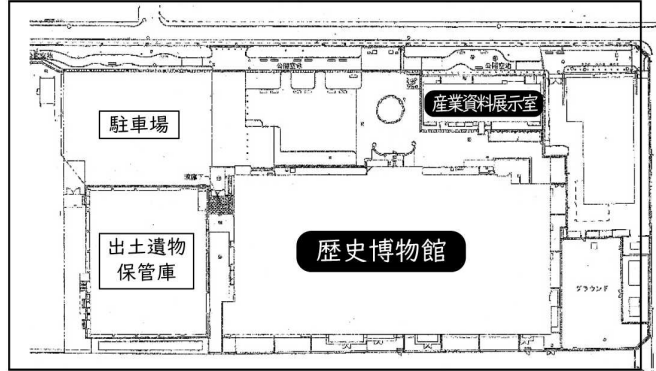
(2) 名称

尼崎市立歴史博物館（博物館法に基づく登録博物館）

資料編

(3) 所在地

尼崎市南城内10-2 (江戸時代の尼崎城の本丸と内堀付近)



(4) 建物の構造等

鉄筋コンクリート造り 3階建て

延床面積約4,700㎡ (琴城分校除く)、敷地面積約9,400㎡

(5) 主な諸室

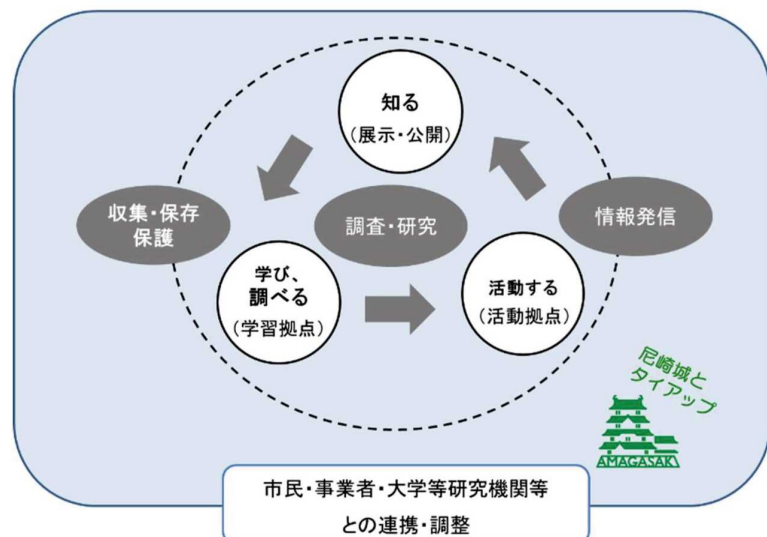
1階	事務室・埋蔵文化財関係	事務室・市民活動室・埋蔵作業室・遺物洗浄室・遺物整理室・一時収蔵庫等
2階	常設展示・資料収蔵整理関係	ガイダンス室・常設展示室・特別収蔵庫・資料整理室・写真室・書庫等
3階	企画展示・教育普及関係 あまがさきアーカイブズ関係	企画展示室・展示学習室・体験学習室・講座室等 地域史料閲覧室・収蔵庫・書庫・フィルム写真庫等

(6) 駐車場

歴史博物館前に有料駐車場を整備 (約40台)

3. 機能

- (1) 文化財保護活用
- (2) 資料収集・整理・保存
- (3) 展示・公開
- (4) 教育普及
- (5) 市民活動支援
- (6) 調査研究
(研究紀要の発行等)
- (7) 歴史文化情報発信
- (8) レファレンス



4. 館内の概要

(1) 展示エリア

2階に常設展示室、3階に企画展示室を設置し、各階のホールや廊下にもパネル等を展示する。また、昭和戦前期の学校校舎そのものを展示資料と位置づけ、館内を丸ごと展示施設として活用する。

資料編

① 常設展示【2・3階】

- ・常設展示は次の3部で構成することにより、誰にでもわかりやすく関心を持てるように展開。

内 容	場 所
【概論】 尼崎の歴史の大きな流れをわかりやすく伝える	2階廊下壁面
【各論】 歴史資料や文化財を展示し各時代の歴史を詳しく伝える	2階各展示室
【特論】 戦災や自然災害、公害問題等を乗り越えてきた尼崎の現代史についてより詳しく伝える	3階廊下壁面

- ・常設展示【2階】の概要

展 示 室	内 容	主な展示資料
ガイダンス室	中学校時代の教室をそのまま残し、思い出の学び舎としての歴史を伝える一室 団体見学時のガイダンスに使用	学校時代の歴史資料 生徒の制作物 空気清浄機
常設展示室1 (原始)	尼崎の土地の成り立ちと、米づくりが始まった弥生時代から、前方後円墳も築かれた古墳時代までを対象	武庫庄遺跡出土柱根 水堂古墳三角縁神獸鏡 金・銀の耳環
常設展示室2 (古代・中世)	猪名寺廃寺が建立され荘園が多く形成された古代から、戦国の争乱に町が巻き込まれていく中世までを対象	猪名寺廃寺鷗尾 撰津職河辺郡猪名所地図 豊臣秀吉朱印状
常設展示室3・4 (近世)	尼崎城の築城から城下町の繁栄と尼崎藩の盛衰など江戸時代の政治・経済・文化を対象	火事兜、尼崎産魚 尼崎城本丸復元模型 尼崎城天守閣図
常設展示室5 (近代)	幕末期から工業都市として発展した明治大正期を経て南部は工業都市、北部は住宅都市として歩んだ戦前戦中までを対象	尼紡本社絵葉書 武庫之荘住宅地広告 大尼崎鳥瞰図
常設展示室6 (現代)	戦後復興期から高度経済成長期を経て、様々な都市問題を解決しながら現在に至った現代の尼崎を紹介	防潮堤完成記念写真帖 新市庁舎パンフレット 災害・公害等関係資料

(別棟・旧技術棟)

産業資料展示室	大型の産業機械等を展示し尼崎の工業史を紹介	旧尼崎第一・第二発電所 関係資料、リング精紡機
---------	-----------------------	----------------------------

② 企画展示【3階】

- ・企画展示室(約100㎡)には他都市博物館等から借用した資料の展示が可能な博物館専用展示ケースを設置。
- ・隣接する展示学習室(約100㎡)でも展示パネルや移動式展示ケースを利用した展示を行うことができ、企画展示室とあわせて200㎡規模の特別展・企画展が開催可能。

(2) 教育普及・学習活動エリア【3階】

講座室・体験学習室・展示学習室を活用し、学校団体の来館を積極的に受け入れ、学校教育との連携を図る。

① 講座室

- ・市民向けの講座や学習会等を開催。100人程度収容可能。

② 展示学習室・体験学習室

- ・様々な体験学習会等の会場として活用。展示学習室は展示以外に学習室として活用可能。

(3) 公文書館機能エリア（あまがさきアーカイブズ 地域研究史料館部門）【3階】

これまでの地域研究史料館の活動を引き継ぎ、歴史的公文書をはじめ公害や阪神・淡路大震災といった現代も含む地域の歴史に関わる様々な史料を収集、整理し、レファレンスサービスを実施する。

① 地域史料閲覧室

職員が調べ方などの相談に対応。閲覧・複写サービスの実施。

デジタルアーカイブの構築・公開。

② 地域史料収蔵庫・地域史料書庫・フィルム写真庫

歴史的公文書・行政刊行物、古文書、近現代文書類、図書、紀要・雑誌、地図類、絵はがき、市内外写真群・フィルム類、新聞・映像・音響史料等を収蔵。

【デジタルアーカイブ】

尼崎及び尼崎と歴史的に関わる歴史情報を、市内外に発信するサイトの運用・公開

Web版 図説尼崎の歴史、Web版尼崎地域史事典”apedia”、尼崎藩家臣団データベース”分限”、絵はがきデータベース”あまがさきPCD”、所蔵文書群の概要・目録情報等

5. 開館時間等

(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日 月曜日、年末年始

(3) 観覧料 無料（ただし、特別な催しを行う場合は料金を徴収する場合がある）

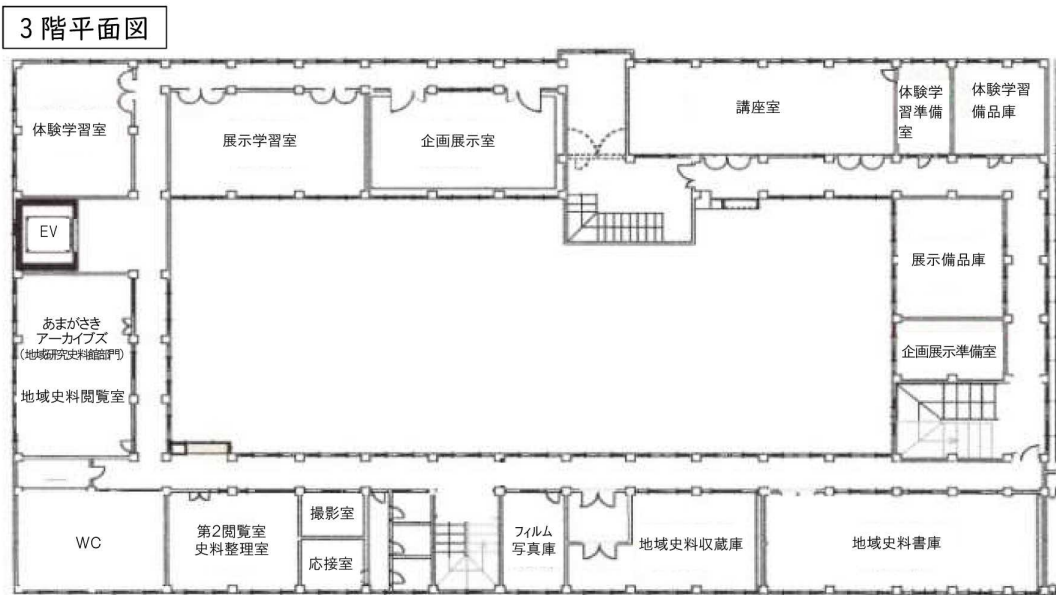
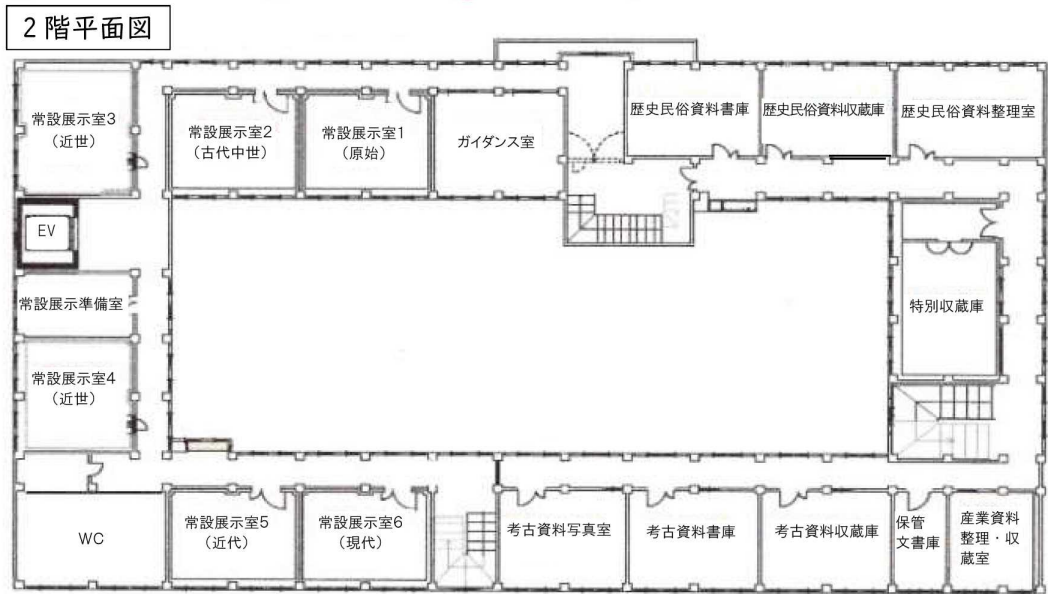
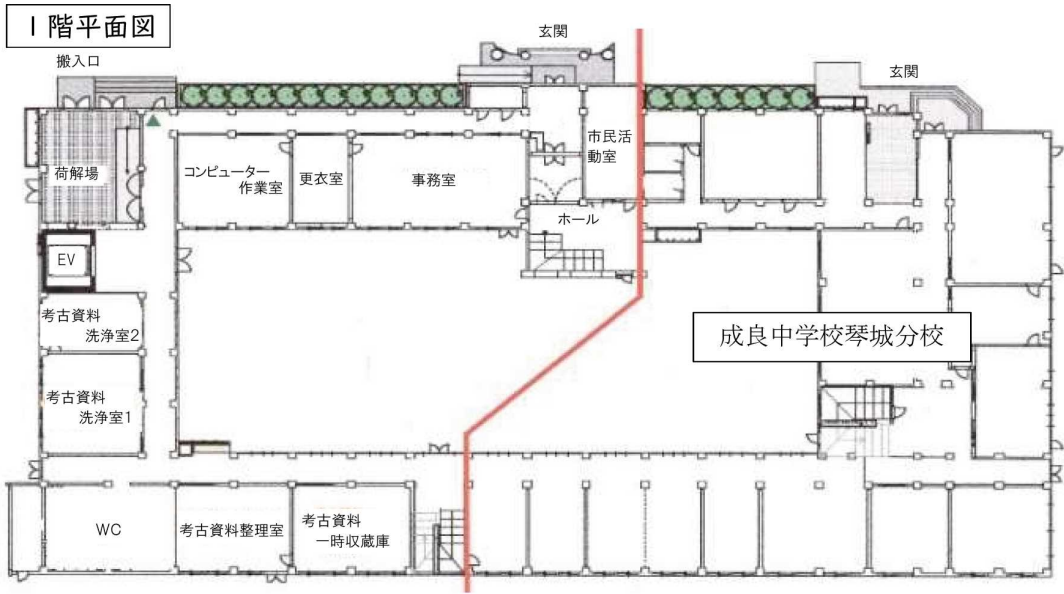
6. リニューアルオープン

令和2年10月9日（金） 開館記念式典

10月10日（土） 開館

以 上

資料編



公文書館法

公布：昭和62年12月15日 法律第115号

施行：昭和63年6月1日

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

[参考 : 公文書管理法] 公文書等の管理に関する法律 [抄]

公布 : 平成 2 1 年 7 月 1 日 法律第 6 6 号

施行 : 平成 2 3 年 4 月 1 日

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長(国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。) は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

資料編

あまがさきアーカイブズ 利用のご案内

当室は尼崎関係の古文書・近現代文書類や歴史的公文書、地図・写真等の地域史料、全国の歴史関係文献等を備えている公文書館機能の史料室です。歴史について、知りたいことや研究したいことを調べることができます。お調べになりたいことや不明のこと、その他なんでもお気軽にご相談ください。

〔開館時間〕 9:00～17:00

〔休館日〕 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日が休館）

史料の閲覧

開架閲覧室 ご自由にご覧ください。申請書への記入は不要です。

その他史料 カウンターの検索端末により検索、または目録により検索のうえ、「特別利用許可申請書（閲覧・複写）」により申請してください。なお、目録データのうえで「収蔵・所在」に「分室」と表示されている史料については、閲覧は予約制とさせていただきます。窓口、電話、Mail 等にて、利用予定日の5日前（休館日を除く）までに予約申請をお願いいたします。

コピーサービス 「特別利用許可申請書（閲覧・複写）」により申請してください。

モノクロコピー料金は1枚10円、カラーコピーは1枚30円です。

* コピー枚数が大量の場合は、当日中にコピーをお渡しできない場合や、やむをえずセルフサービスにてお願いする場合があります。

* 著作権法の規定により複写が制限される場合がありますので、ご了承ください。

マイクロフィルム・プリンターコピー 「特別利用許可申請書（閲覧・複写）」により申請してください。プリンターコピー料金は1枚10円です。

撮影 持参されたカメラで撮影される場合も、「特別利用許可申請書（閲覧・複写）」により申請してください。

* 古文書類のコピーサービスはしておりませんので、カメラをご持参のうえ撮影してください。

史料の貸出し

当館発行の印刷物など一部を除き、館外貸出しは行なっておりません。

詳しくは職員にお尋ねください。

手荷物

手荷物等はロッカーに入れてください。ロッカーの鍵はご自身でお持ちください。

特別利用許可申請書(閲覧・複写)

尼崎市立歴史博物館

注 当館所蔵の文書・記録等を複製して出版したり、出版物に掲載しようとする場合は、別に許可が必要です。また暴力団に利する目的の閲覧・複写はできません。

【太枠内を記入してください。】

閲覧者 (ふりがな) 氏名		住所(または連絡先) 〒		閲覧日 令和 年 月 日		電話:	
請求記号番号	史料等の表題	所在	点数 (冊)	閲覧 許可	複写の種類	複写 枚数	返却 確認
	複写箇所(ハ-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/カ-	
	複写箇所(ハ-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/カ-	
	複写箇所(ハ-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/カ-	
	複写箇所(ハ-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/カ-	
	複写箇所(ハ-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/カ-	
	複写箇所(ハ-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/カ-	
	複写箇所(ハ-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/カ-	
	複写箇所(ハ-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/カ-	
	複写箇所(ハ-ジ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/カ-	
確認欄		令和 年 月 日		複写の種類		枚数	金額(円)
館長	係長	係	備考	<input type="checkbox"/> モノクロビ・・プリンタ-北- (@10) <input type="checkbox"/> カラー北- (@30)			
				合計			

※プリンター=マイクロフィルムリーダープリンター

特別利用許可書(閲覧・複写)

上記について許可します。

令和 年 月 日

尼崎市教育委員会 教育長

尼崎市立歴史博物館地域研究史料室における
歴史的公文書保存・公開事業の概要

1 事業実施の経緯

昭和 37 年（1962）6 月 尼崎市史編集事業開始（総務局所管）

尼崎市史編修室時代より公文書調査実施、歴史的公文書を収集、保存

昭和 50 年（1975）1 月 市立地域研究史料館設置（総務局所管）

尼崎市の公文書館施設 尼崎及び歴史的関連地域の歴史に関する古文書・近現代文
書類、歴史的公文書、図書、写真、地図、絵葉書等を収集、整理、保存、公開

尼崎市史編集事業も引き継ぐ

この頃より、毎年の廃棄公文書よりの選別、収集、保存をルール化

昭和 62 年（1987）12 月 公文書館法公布（昭和 63 年 6 月施行）

平成元年（1989） 尼崎市文書規程に、歴史的公文書保存規定追加

令和 2 年（2020）10 月 市立歴史博物館地域研究史料室に移行

（歴史資料として重要な文書の保存等）

第71条 第68条第1項又は第69条第1項の規定により廃棄することとされた文書のうち、歴史資料
として重要と認められるものについては、尼崎市立歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）
において保存することができる。

2 前項の規定により歴史博物館において保存することとされた文書については、廃棄文書目録に
その旨を記載しなければならない。

2 歴史的公文書の収集

(1) 尼崎市文書規程（及び消防局、教育委員会事務局文書規程）に基づき、毎年度、
保存年限が満了し廃棄される公文書のリストを閲覧し、簿冊の現物も確認して、歴
史的公文書として保存する必要があると判断した文書を選別し保存している。

(2) 収集した歴史的公文書は、簿冊目録を作成し、各課に通知を行なっている。

(3) 保存文書を対象に（保管文書は除く）、毎年度廃棄簿冊（紙文書）約 3 万冊のう
ちレセプト等箱単位で管理・廃棄される帳票類を除く 1 万数千冊から歴史的公文書
約 300 冊を選別・保存している。

また電子文書の廃棄約 1 万件のうち、約 300 件を選別・保存している。

3 歴史的公文書等保存状況

歴史的公文書保存冊数 令和 2 年度末現在 19,699 冊

ほかに、行政刊行物・資料類を日常的に収集・保存

4 歴史的公文書の整理・公開

- (1) 簿冊目録整備済み、件名目録及び行政資料（刊行物）目録を順次作成中。
- (2) 公文書管理条例制定等、全庁的な公文書管理制度見直しと制度化のなかで、歴史的公文書評価選別基準、保存公開規定等の整備を進めている。
- (3) 現在は、現用文書の情報公開制度に準じて閲覧対応を行なっている。

5 その他の課題

選別対象文書の適否及び、各所属が保存する歴史的資料の状況把握、電子媒体の各種行政情報・資料類の収集・保存方法などについて、庁内関係部局・各所属等との協議・意見交換を組織的に進めていく必要がある。

以上

令和2年10月10日

歴史博物館作成

歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領

1 趣旨

教育委員会事務局社会教育部歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）が尼崎市文書規程第71条、尼崎市消防局文書規程第71条、尼崎市教育委員会事務局文書規程第58条に基づき収集する歴史的価値を有する公文書、及び関連する報告書・資料類（以下「歴史的公文書等」という。）の収集、整理、保存及び公開に関し、必要な事項を定める。

2 歴史的公文書等収集・保存の目的

公文書館法第3条に示された地方公共団体の責務を果たし、尼崎市及び歴史的関連地域の歴史を後世に伝え、広く市民に公開するとともに本市の情報資源として活用するために、歴史的公文書等の収集、整理、保存、公開を行う。

3 収集対象となる文書・報告書・資料類

- (1) 市の主要な施策及び事業に関するもの
- (2) 組織・機構の変遷や管理または施設等の設置・改廃・管理に関するもの

- (3) 各種の条例・規則などの例規及び各種制度の新設・改廃に関するもの
- (4) 市制施行・市村合併等自治体の存立・行政区画の変更等に関するもの
- (5) 予算・決算等財政に関するもの
- (6) 陳情・請願など市民（個人・団体・法人）の意向及び動向に関するもの
- (7) 各種褒賞・表彰に関するもの
- (8) 各種調査・統計及び報告に関するもの
- (9) 市議会・行政委員会・審議会等会議に関するもの
- (10) 市有財産等の取得・管理・処分等に関するもの
- (11) 市民の権利・義務に関するもの
- (12) 許可・認可・免許・承認・通知・取消等の行政処分に関するもの
- (13) 不服申立て、訴訟等に関するもの
- (14) 公営企業の経営に関するもの
- (15) 監査等に関するもの
- (16) 主要な行事・事件・災害に関するもの
- (17) 社会情勢を反映する内容をもつもの
- (18) その他歴史資料として保存する価値があると認められるもの

4 歴史的公文書等の選別・収集

- (1) 歴史博物館は、廃棄することと決定した公文書のうち前項に該当する文書を対象に、重要度、全体に占める位置、稀少性、作成年代、代替物の有無等を考慮して、将来歴史的公文書となり得る文書を廃棄文書目録から選別し、現物を確認したうえで簿冊単位で幅広く収集する（第一次選別）。
- (2) 歴史博物館は、収集した文書の簿冊単位の目録を作成し、所管課に通知するとともに、写しを文書・公開担当に送付する。
- (3) 歴史的公文書は文書完結後一定年限を経たのち（通常は30年後）、歴史的公文書としての基準に照らしてなお個人情報保護等に配慮する必要のあるものを除いて、広く一般の利用に供することを予定している。それまでの期間（以下「中間保管期間」という。）中に、文書の内容を吟味して最終的に保存していくものを確定する（第二次選別）。

5 歴史的公文書等の管理と閲覧

- (1) 収集した歴史的公文書等は、歴史博物館長の責任において整理・保存する。
- (2) 収集した歴史的公文書は、前項(3)のとおり将来において広く一般の利用に供す

ることを予定しており、「尼崎市情報公開条例」第2条第2号イにより同条例は適用されない。

- (3) ただし、中間保管期間中の文書（以下「中間保管文書」という。）について、一律に非公開とすることは情報公開の趣旨から考えて適切ではないため、同文書については情報公開に準じた扱いとする。具体的には、市民等から中間保管文書閲覧の申出があった場合、収集した文書を廃棄手続時に所管していた課と協議のうえ、現用の情報公開制度に準じた基準により公開・非公開を決し、公開して差支えない文書は閲覧に供する。
- (4) 歴史的公文書を、その基準に照らして広く一般の利用に供していく事業について、その公開の年限や基準、具体的取扱等については、今後関係部局との協議及び準備を経て、別途規程等を定めて実施していくこととする。その際において、公開・非公開の判別基準設定については、一定年限を経てもなおかつ配慮すべき個人情報保護等について、情報公開制度の定めるところとの整合も十分考慮しつつ、行っていくこととする。
- (5) 収集した関連報告書・資料類のうち、公開を前提として作成されたものについては順次歴史博物館において整理し、閲覧公開する。情報公開制限に該当する内容を含むもの等については、上記の公文書に準じて取り扱う。

以 上

あまがさきアーカイブズ刊行物販売一覧

『たどる調べる尼崎の歴史』	4,500円
『尼崎の歴史ダイジェスト版』	100円
『図説尼崎の歴史』	売り切れ
『尼崎地域史事典』	売り切れ
『尼崎の地名』	売り切れ

紀要『地域史研究』

第1巻～ 第31巻	年間購読(3冊)	2,000円
	1冊ばら売り	750円
第32巻～ 第34巻	年間購読(2冊)	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第35巻	年間購読(2冊)	1,800円
	第1号ばら売り	850円
	第2号ばら売り	1,200円
第36巻～ 第39巻	年間購読(2冊)	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第111号～		850円
売り切れ号	第23巻第2号(通巻68号) 第37巻第2号(通巻105号) 第110号 第112号	

『尼崎市史』

第1巻	通史	原始～古代	売り切れ
第2巻		近世	売り切れ
第3巻		近代	売り切れ
別冊	尼崎の戦後史		売り切れ
第4巻	史料	古代・中世	3,500円
第5巻		近世(上)	4,000円
第6巻		近世(下)	4,000円
第7巻		近代(上)	4,000円
第8巻		近代(下)	4,000円
第9巻	統計		3,500円
第10巻	文化財・民俗		3,500円
第11巻	考古		3,500円
第12巻	現代(史料)		4,000円
第13巻	年表・索引等		4,000円
「尼崎の小字図」 (『尼崎市史』第10巻付図)			160円

いずれも地域研究史料室窓口にて販売しているほか、次のいずれかの方法により、郵送で購入することができます。

- (1) 地域研究史料室までご連絡いただければ、振込用紙をお届けしますので、銀行窓口にてお振込みください。入金確認後、送料着払いにて送本いたします。ただし、振込後、当館で入金を確認できるまで日数がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は(2)の現金書留にてご送金ください。
- (2) 現金書留にて頒布代金をご送金ください。折り返し送料着払いにて送本いたします。

尼崎市立歴史博物館へのアクセス

所在地・連絡方法

〒660-0825 尼崎市南城内 10-2 尼崎市立歴史博物館

地域研究史料室"あまがさきアーカイブズ"（史料担当）は博物館 3 階にあります。

TEL06-6482-5246 FAX06-6489-9800(月曜休館、月曜が祝日の場合は開館、翌平日が休館)

e-mail ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp



電車・バス

「阪神尼崎駅」南口から南東へ徒歩 10 分

車

産業道路（県道 57 号）「開明橋」交差点から東へ 500m

名神尼崎 IC から南へ約 4km

阪神高速神戸線

（西行）尼崎東ランプから 1.6km （東行）尼崎西ランプから 3.2km

駐車場は、隣接する市立城内地区自動車駐車場（有料）をご利用ください。